**平成２９年（フ）第２４５号**
奈良県橿原市北八木町２丁目４番15―103号明和マンション、前住所奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕1623番地の１
債務者　大原　和也
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成３０年（フ）第１号**
鳥取県倉吉市上余戸245番地３　市営上余戸住宅106号、旧住所鳥取県倉吉市山根525番地４　中田アパート
債務者　清水　大輔
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２９年（フ）第２８３号**
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下252　２号棟203号室、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長98番地17
債務者　坂東　光夫
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２８４号**
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下252　２号棟203号室、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長98番地17
債務者　坂東美代子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３０７号**
愛媛県松山市久万ノ台262番地１　セントラルコーポ701号、住民票上の住所愛媛県松山市高岡町608番地１
債務者　稲田　坂幸
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３１７号**
愛媛県伊予市灘町82番地１　シティハイツ灘町607号
債務者　竹内恵美子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第５８号**
愛媛県今治市北鳥生町５丁目２番８号　ロータス・高田Ｂ棟102号、前住所香川県丸亀市垂水町3364番地１
債務者　寺町　朋広
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２９年（フ）第５９号**
愛媛県今治市北鳥生町５丁目２番８号　ロータス・高田Ｂ棟102号、前住所香川県丸亀市垂水町3364番地１
債務者　寺町　智美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成３０年（フ）第３号**
愛媛県今治市菊間町浜1085番地１
債務者　渡部　理惠
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２９年（フ）第２６６号**
福岡県久留米市田主丸町田主丸1186番地１　田主丸団地Ｃ303号
債務者　立石　美紀
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１４０号**
佐賀県武雄市武雄町大字昭和３番地９　エスポワールマンション武雄Ⅵ303号
債務者　中野　久美
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成３０年（フ）第２号**
宮崎県都城市久保原町24街区６の１号
債務者　松元　省二
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成３０年（フ）第３号**
宮崎県都城市久保原町24街区６の１号
債務者　松元真奈美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２９年（フ）第１４９号**
宮城県栗原市築館源光９番３号、従前の住所宮城県栗原市築館青野５番26―１号　シャーメゾン青野203
債務者　佐藤　将也
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２９年（フ）第２６４号**
福井市北四ツ居２丁目５番２号　メゾンウィステリア307号室
債務者　三上　恭代
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２６８号**
福井県丹生郡越前町小樟第３号３番地４・７
債務者　川上美貴恵
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係